

◇特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 大阪城天守閣の学芸業務に関する指導及び助言等を行う経済戦略局顧問及び税財政業務に関する指導及び助言等を行う財政局顧問の報酬の額を定めることにしました。
- 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく判定、診察等の業務を行う精神保健指定医の報酬の額等を改定することにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 この規則は、令和8年4月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、公布の日（令和8年3月31日）から施行し、令和7年4月1日から適用することにしました。

（総務局人事部給与課）